

甲府市上下水道局地図情報管理システム 再構築業務公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月
甲府市上下水道局

目次

1	趣旨	1
2	業務名	1
3	業務内容	1
4	履行期間	1
5	提案価格上限額	1
6	参加資格要件	1
7	スケジュール	2
8	問い合わせ先及び提出先	3
9	質問受付及び回答	3
10	参加申請	3
11	参加資格確認結果の通知	4
12	企画提案書等の提出	5
13	企画提案書の記載内容	6
14	プレゼンテーション及びヒアリング	8
15	選考方法	9
16	選考結果の通知	9
17	契約手続き等	10
18	失格事由	10
19	参加辞退	10
20	その他	10

1 趣旨

この要領は、甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務（以下「本業務」という。）を行うにあたり、地下埋設物の地図情報管理に関する専門知識・技術・経験を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、本業務に対する意欲、資質及び運営ノウハウ等総合的に優れた事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選考するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務名

甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務

3 業務内容

本業務については、別紙「甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）」、新システムの運用保守に関する業務については、別紙「甲府市上下水道局地図情報管理システム運用保守業務仕様書」のとおり。

4 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

※なお、新システムの運用保守に関する業務（以下「運用保守業務」という。）については、令和10年4月1日以降、別途年度ごとの単年度契約を想定している。

5 提案価格上限額

金120,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意し、提案価格書を提出する際は、提案価格の上限額を超えないこと。

また、本業務以降の運用保守業務については別契約となるが、プロポーザルの評価対象とするため、運用保守業務の価格も提案すること。

6 参加資格要件

参加できる者は、令和7年度甲府市入札参加有資格者名簿（物品）に登録されている者であり、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 本業務に係る公告の日から契約締結の日までの間に、甲府市上下水道局物品供給（入

札等) 制度要綱、甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分を受けていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 給水人口20万人以上の地方公共団体等において、10年以上継続稼働している同種の業務実績を有すること。
※同種の業務実績とは上下水道一体の地図情報管理システムであり、現在も稼働中で直接受託したものに限る。
- (7) 品質マネジメントシステム(ISO9001)の資格を有すること。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)又はプライバシーマーク(JIS Q 15001)の資格を有すること。
- (9) 甲府市情報安全対策指針(情報セキュリティポリシー)で定める外部委託先に関するセキュリティ要件を満たしていること。

7 スケジュール

プロポーザルの実施に係るスケジュールは次のとおり予定する。

No.	項目	日時
1	プロポーザル実施の公告	令和7年12月23日(火)
2	質問受付期間	令和7年12月23日(火)から 令和8年 1月15日(木)まで
3	質問回答日	令和8年 1月22日(木)
4	参加申請書の提出期限	令和8年 1月29日(木)
5	参加資格確認結果の通知	令和8年 2月 3日(火)
6	企画提案書、提案価格書等の提出期限	令和8年 2月12日(木)
7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年 2月下旬 別途通知
8	優先交渉権者等の選考	令和8年 2月下旬
9	選考結果の通知	令和8年 2月下旬 別途通知
10	契約手続き等	令和8年 3月上旬から随時

※ただし、土日祝日の閉庁日は受付及び回答を行わない。

8 問い合わせ先及び提出先

〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号

甲府市上下水道局 工務部 工務総室 計画課 図面係（以下「担当部署」という。）

TEL: 055-228-3369

FAX: 055-228-3630

Email: jougekk@city.kofu.lg.jp

9 質問受付及び回答

（1）受付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月15日（木）17時まで（必着）

（2）質問方法

「甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務質問書」（第1号様式）を用いて、電子メールでの提出とする。件名に【[参加事業者名]：「質問書」】と明記し担当部署まで送信すること。到着後、担当部署より受け付けた旨の電子メールを送信する。

（3）回答方法

令和8年1月22日（木）までに甲府市上下水道局ホームページへ掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

（4）留意事項

プロポーザルに係る内容以外に対する質問には回答しない。

10 参加申請

（1）提出書類

No.	書類名	備 考
1	甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務プロポーザル参加申請書 (第2号様式-1)	
2	事業者概要関係書 (第2号様式-2)	所在地、資本金、総従業員数、事業者の経歴、業務内容等が確認できること
3	財務諸表 (任意様式)	直近2年分の貸借対照表及び損益計算書
4	同種業務受託実績表 (第2号様式-3)	給水人口20万人以上の地方公共団体等において、10年以上継続稼働している上下水道一体の地図情報管理システムの受託実績 ※現在も稼働中で直接受託したものに限る

5	同種業務の受託実績における契約書の写し（任意様式）	構築当初の契約書及び現在稼働中の運用保守の契約書 ※上下水道一体の地図情報管理システムであること及び令和7年度に同システムの運用保守を行っていることが確認できる書類（4の備考の内容が確認できること）
6	国税及び地方税に滞納がないことの証明書	直近2年間のもので、提出日3ヶ月以内のもの（写しも可）
7	第三者認証取得を証明する書類	品質マネジメントシステム（ISO9001）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）の認定等の写し
8	誓約書 (第2号様式-4)	
9	外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート (第2号様式-5)	

(2) 提出期限

令和8年1月29日（木）17時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

担当部署に持参又は郵送とする。郵送とする場合は、担当部署に発送した旨の電子メールの送信を行うこと。到着後、担当部署より受け付けた旨の電子メールを送信する。

(4) 提出部数

代表者印押印のもの1部

(5) 提出書類の確認

参加申請書等に書類不備があった場合は失格とする。ただし、軽微な不備と認められ、速やかに提出又は補完された場合はこの限りではない。

1.1 参加資格確認結果の通知

すべての参加申請者に対して、文書及び電子メールにて通知する。

通知予定日 令和8年2月3日（火）

1.2 企画提案書等の提出

(1) 提案に係る提出書類

No.	書類名	提出部数
1	企画提案書（表紙以外は任意様式）	11部（正本1部／副本10部）
2	機能要件回答書（第5号様式）	11部（正本1部／副本10部）
3	提案価格書（第8号様式）	1部
4	積算内訳書（第9号様式）	

(2) 企画提案書の作成方法

- ア 企画提案書は、日本語を使用するものとし、A4版縦置き、横書き、左綴りにて作成すること。なお、資料等でA3版を使用する場合は折綴りとすること。
- イ 表紙には「甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務企画提案書」（第3号、第4号様式）を使用し、正本の表紙は第3号様式、副本の表紙は第4号様式を使用すること。
- ウ 最初のページには目次を付け、各ページに番号を付すこと。
- エ 資料等を含めA4版両面印刷で30枚程度とすること。なお、A3版を使用する場合はA4版2枚分としてカウントする。なお、13No.1(1)キ～ケについては本文中に要点を記載し、別紙添付とすることも可とする。
- オ 作成したデータについては、PDF形式で保存し、電子記録媒体（CD又はDVD）にて1枚提出すること。電子データへは印影不要だが、提出前に必ずウイルスチェックを行い、電子記録媒体ラベル面へ、業務名、事業者名、ウイルスチェック年月日、使用したウイルスソフト名を直接印刷又は油性ペン等により明記し提出すること。
- カ 仕様書等の内容を前提として作成すること。
- キ 記載する内容はすべて本業務における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
- ク 実施義務でなく、参考として記載が必要である場合には【参考】と明記し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。また、提案価格外の場合はかかる費用についても記載すること。
- ケ 企画提案書の内容にあたっては、説明を要せずとも企画提案書を読んで理解できるものとすること。
- コ 13に定める記載内容は必須として記載すべきものであり、これらの項目において記載がない場合、書類不備とし失格となる場合があるので、十分留意すること。

(3) 機能要件回答書の作成方法

- ア 「機能要件回答書」（第5号様式）を使用し作成すること。
- イ 表紙には「甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務機能要件回答書」（第6号、第7号様式）を使用し、正本の表紙は第6号様式、副本の表紙は第7号

様式を使用すること。

ウ 作成したデータについてはE x c e l形式にて、12の（2）才記載の電子記録媒体に保存し企画提案書と合わせて提出すること。

エ 機能要件回答書の必須欄に○がある項目については、業務運用上必要不可欠な機能であるため、対応不可の回答は認めないものとする。

（4）提案価格書の作成方法

ア 「甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務提案価格書」（第8号様式）を用いて作成すること。

イ システム再構築費（令和8～9年度）とシステム運用保守費（令和10年度）を別々に記入すること。

（5）積算内訳書の作成方法

ア 「甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務提案価格積算内訳書」（第9号様式）を用いて作成すること。

イ 提案価格書と積算内訳書は、同じ封筒（長形3号）に入れて厳重に封かんし封筒の表書きに事業者名を明記して提出すること。

（6）提出期限

令和8年2月12日（木）17時まで（郵送の場合は必着）

（7）提出方法

担当部署に持参又は郵送とする。郵送とする場合は、担当部署に発送した旨の電子メールの送信を行うこと。到着後、担当部署より受け付けた旨の電子メールを送信する。

1.3 企画提案書の記載内容

企画提案書は次の章立てに沿って、記載内容はなるべく簡潔で明瞭に作成すること。

なお、No.3～No.10については、取り組み方及び考え方を記載すること。

No.	項目名	記述内容
1	会社概要及び財務状況	(1) 会社の規模、財務及び経営状況について ア 事業者名 イ 本社及び支店等の所在地 ウ 設立年月日 エ 資本金 オ 総従業員数 カ 業務内容 キ 損益計算書（直近2年間） ク 貸借対照表（直近2年間） ケ キャッシュフロー計算書（直近2年間）

		(2) 公的認証等の取得状況について
2	受託実績	<p>(1) 同種業務の受託実績（受託の経験年数等）について</p> <p>ア 同種業務の受託年数</p> <p>イ 同種業務の受託件数</p> <p>(2) 同種業務を受託している地方公共団体等の規模（給水人口）について</p>
3	企業の社会的責任	<p>(1) 労働環境、労働安全衛生、障害者雇用等、従業者の働き方についての考え方</p> <p>(2) コンプライアンス及び環境・社会貢献についての考え方</p>
4	業務実施体制	<p>(1) 責任をもって業務を遂行できる能力のある人員の配置について</p> <p>(2) 業務遂行における指揮命令系統と責任体制について</p> <p>(3) 課題、リスク、進捗、品質、性能などのプロジェクト管理についての考え方及びその手法について</p> <p>(4) 委託者と円滑なコミュニケーションを図り、認識のずれを防止するための取り組みやそれに関連するマネジメントプロセスについて</p>
5	工程計画	<p>(1) システム構築に係るスケジュールについて</p> <p>(2) スケジュール管理の手法について</p>
6	システム構築、データ移行	<p>(1) 提案システムの主な機能及び業務効率に資するユーザビリティについて</p> <p>(2) 提案システムにて使用するサーバ等ハードウェアの構成について</p> <p>(3) データ移行を確実に遂行するためのスケジュールや移行回数について</p> <p>(4) データ移行における作業工程及び移行確認の手法について</p>
7	情報セキュリティ対策	<p>(1) システムセキュリティについての考え方</p> <p>(2) 資料借用に対する考え方</p> <p>(3) 業務従事者への情報セキュリティ教育及びインシデント防止について</p>

8	教育計画	(1) 所属や権限に応じたシステム操作研修についての考え方
9	運用保守	(1) 運用保守における体制及びサービス時間等について (2) サービスレベルを維持するための手法について (3) 災害等が発生した場合の業務体制並びに委託者との連携及び支援についての考え方
10	拡張性、独自提案	(1) 当局が所有する他システムとの連携による新たな業務提案について (2) その他独自提案等について

※No. 1 (1) キ～ケについては本文中に要点を記載し、別紙添付とすることも可とする。

※本業務完了後の運用保守業務に係る提案内容、費用も評価の対象とする。

1.4 プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書及び関連書類（以下「企画提案書類等」）に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 日程

実施日 令和8年2月下旬

実施時間や場所等の詳細はプレゼンテーション及びヒアリング参加要請書により通知する。

(2) 出席者

5名以内

(3) 実施方法

ア プレゼンテーション 30分以内

イ ヒアリング 20分程度

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションの説明にあたり電子機器を使用することは可能であるが、使用する機器のうち、スクリーン及びプロジェクター以外は参加事業者において用意すること。

なお、本局のプロジェクターを使用する場合、HDMIケーブルが接続できる機器を用意すること。

イ プレゼンテーションは、企画提案書類等の内容を説明すること。

ウ 企画提案書類等の提出時に添付していない資料等を新たに追加することは認めない。

エ 出席者は、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書を受領後速やかに「甲

- 府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務プレゼンテーション及びヒアリング出席者届出書」（第10号様式）を提出すること。
- オ プrezentation及びヒアリングの実施日に出席者が変更になった場合、プレゼンテーションの開始前までに必ず担当部署へ届け出ること。
- カ 第10号様式に届け出のない者のプレゼンテーション及びヒアリングへの出席は認めない。
- キ プrezentationの説明者は本業務における主たる技術者（統括責任者、実施責任者）とする。

（5）出席者届出書の提出方法

担当部署に持参又は郵送とする。郵送とする場合は、担当部署に発送した旨の電子メールの送信を行うこと。到着後、担当部署より受け付けた旨の電子メールを送信する。

（6）議事録の作成

プレゼンテーション及びヒアリングの説明事項及び質疑応答の内容についての議事録を作成すること。なお、議事録は契約事項の一部になることに留意すること。

（7）議事録の提出期限

プレゼンテーション及びヒアリング実施日の翌営業日17時まで

（8）議事録の提出方法

電子メールでの提出とする。件名に【[参加事業者名]：「議事録】と明記し担当部署に送信すること。到着後、担当部署より受け付けた旨の電子メールを送信する。

1 5 選考方法

別紙「甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務提案審査評価基準及び優先交渉権者等選定要領」のとおり。

1 6 選考結果の通知

（1）選考結果の通知

審査を受けた各参加事業者に対し、文書及び電子メールにて選考結果を通知する。また、選考結果（優先交渉権者及び次点交渉権者の事業者名のみ）は甲府市上下水道局ホームページへ掲載する。

通知予定日 令和8年2月下旬

（2）選考結果の説明

選考結果通知の発送日から20日以内に限り、書面（任意様式）にて選考結果について説明を求めることができる。なお、提出方法は、持参又は郵送とする。郵送とする場合は、担当部署に発送した旨の電子メールの送信を行うこと。到着後、担当部署より受け付けた旨の電子メールを送信する。回答は、当該参加事業者の総合評価点及び順位に限り、審査内容及び他の参加事業者に係る回答は行わない。

1 7 契約手続き等

(1) 契約の締結

優先交渉権者選定後、速やかに仕様書等及び企画提案書類等並びにプレゼンテーションの内容に基づき契約条件等について協議のうえ契約を締結する。なお、協議における議事録は交渉権者において作成するものとし、これに伴う費用は交渉権者の負担とする。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者と協議が調わなかった場合又は契約交渉の相手方が18に定める失格事由に該当した場合は、次点交渉権者と協議のうえ契約を締結する。

1 8 失格事由

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 6の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類を期限内に提出しなかった場合
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (4) プrezentation及びヒアリングに正当な理由なく参加しなかった場合
- (5) 甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務受託者選考審査委員会（以下「委員会」という。）の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的にプロポーザルに係る援助を求めた場合
- (6) 選考の公平性を害する行為やプロポーザルの手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (7) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

1 9 参加辞退

参加事業者は、「甲府市上下水道局地図情報管理システム再構築業務プロポーザル参加辞退届」（第11号様式）を企画提案書の提出期限内に提出することで、プロポーザルを辞退することができる。

辞退する場合は速やかに第11号様式を担当部署まで持参又は郵送により提出すること。郵送とする場合は、担当部署に発送した旨の電子メールの送信を行うこと。到着後、担当部署より受け付けた旨の電子メールを送信する。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしないものとする。

2 0 その他

- (1) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施できないと委員会が判断した場合、プロポーザルを中止、延期又は取消しすることがある。この場合、プロポーザルに係

るすべての費用は、甲府市上下水道事業管理者へ請求できないものとする。

- (2) プロポーザルに係る必要な費用は、すべて参加事業者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書に記載した担当者を変更する場合には、速やかに担当部署へ届け出ること。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- (4) 企画提案に係る提出書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (5) 参加事業者は、プロポーザルにて知り得た情報等についてその一切を他に漏らしてはならない。なお、プロポーザル終了後も同様とする。
- (6) 審査結果等についての異議申し立ては、受付しない。